

# イギリスの労働組合の成立

## 1. 労働組合運動の起源

中世イギリスの都市では、雇われた手工職人や労働者が、支配者や監督者に対抗して団結したことがわかっており、製靴・縫製などの業種で友愛組合を結成したとの記録がある。ただし、そのような団体は恒常的なものではなかった。恒常的な団体形成が進まなかったのは、当時の手工職人や労働者が雇用者の地位に昇進する可能性が高かったためである。

従来の学説では、労働組合の起源をクラフト・ギルドと呼ばれる親方職人（手工職人等の雇い主）の団体に求めるのが通説だったが、それを示す証拠は無く、当時のギルドの役割から見ても労働組合とは全く異なるものである。むしろ、上記のような中世の賃金取得者の一時的な団体や友愛組合に労働組合との共通点が見られる。

恒常的な労働団体が設立されたのは、産業革命の結果、生産設備に必要な資本が急増し、労働者が材料や生産物を所有せず（生産手段から分離され）賃金労働者の地位に生涯とどまるようになってからである。製帽業・紡績業などで恒常的な団体が結成され、賃金や被雇用者の条件について活動したとの記録があり、特に西部イングランドの毛織物工とミッド・ランダの掛け枠編み物工の広域団体は、政府や下院への請願を初めて行った団体である。18世紀に入ると、請願は労働団体の主目的となり、各職工団体は国会への請願や訴訟の活動を強め当時の立法に影響を与えたが、それは団体活動への規制強化も招くこととなった。

## 2. 生存のための闘争（1799年～1825年）

1799年以前の法律での団結禁止は、賃金制定や服務契約の履行、徒弟の適正な取り決めなど産業規制に付随するもので、上記の規制目的に合致した団体は黙認されていた。当時団体が禁止されていたのは、労働条件の決定が国会と裁判所の業務とみなされており、個人はもちろん団体であっても、法律上の救済策がある争議に干渉することは許されなかったためである。したがって、裁判官の命令に反するような団体は共謀者として慣習法違反とされた。

職工の労働組合活動が盛んになるのに対応して、18世紀には特定の職業において団結を禁止する規制が度々制定されていた。1799年には職工のあらゆる団結を禁じて、処罰を与える徹底した法律が成立し、さらに、1800年には一般団結禁止法が制定された。当時は警察の実務能力の限界もあり、雇主が法律の発動を望むまでは労働者の団体は概ね黙認されたが、労働条件で紛争になれば、雇用主の訴えにより労働組合側の労働者が処罰されることが多かった。

その結果、1800年以降に機械産業を中心として労働条件が著しく低下し、ラダイト運動に代表される機械打ち壊し運動や暴動が多発した。他方、労働団体活動が厳しく弾圧されたことで、労働者階級内の格差を越えて賃金労働者の連帯感が高まり、従来は地方を遍歴する労働者間に止まっていた連合組織化が急速に進んだ。次第に、ロビー活動に精通した雇職人が団体禁止法撤廃運動を展開し、1824年には自ら作成した労働組合法案を国会で通すに至った。団結禁止法撤廃により労働組合運動は拡大したが、1825年に金融恐慌が襲ったこともあり運動の成果は乏しく、また暴力を伴う過激なストライキも依然として活発だった。

### 3. 革命的な時代（1829年～1842年）

不況が終息した1829年に入ると、紡績工や建築工を先駆として労働組合の全国連合の結成が盛んになる。ストライキの失敗で、地方の局地的な運動では限界があると認識した労働組合は、組合員から追加で拠出金を集めて全国組織を運営し、週刊新聞の発行や各地のストライキの支援、大ストライキの展開を始めた。特に建築工の団体は、当時の建築業の7職種（階級）を網羅した先駆的なものだった。

さらに、1834年には職種も束ねた巨大な連合体が発足した。連合体は「全国的な規模で全ての賃金労働者によるゼネラル・ストライキを開始すること」という公約を掲げて、拠出金に限らず、生産手段の買い上げといった大胆なストライキ支援を進めた。しかし、停電を伴うなど生活に不便をもたらすストライキが見られ、地方の末端まで連合体の組織化が進むという「脅威」が顕在化するにつれ、再び労働活動規制の動きが強まった。当時、政治的動乱の取り締まりのために、不法な宣誓を処罰する法律が執行されていた。同法は、労働組合を対象としたものではなかったが、当時の労働組合が組合員資格の付与の際に宣誓を行っていたことから、政府は同法を労働組合運動の規制に活用し始めた。また、警察を用いて労働組合を解散させ、労働組合員を弾圧した。さらに、不況の影響も受けてストライキの失敗が重なった結果、労働組合は信用を失い、全国組織は次第に地方レベルに解散していった。

同時期にロバート・オーウェンの社会主義運動が隆盛し、労働組合活動は社会改良運動と交錯していった。オーウェンは労働組合において協同組合生産などの実験を実施した後、ごく短期間で組合運動を去ったが、彼の思想的な影響は大きかった。

### 4. 新しい精神と「新型」組合（1843年～1860年）

1845年ごろ労働組合運動は盛り返し、製陶工組合・綿紡績組合が再興、植字工組合・鉛硝子製造工組合等の全国組織も結成された。この時期の労働組合の特徴は、法的対応を強化した点である。例えば、ノーザンランドやアイルランドの炭坑夫組合は、弁護士と契約して、地方裁判所であらゆる事件で法的に争い、やがて法案に対する反対運動にもつながった。

もう一つの特徴は、労資協議の重視である。全国的な連合体を目指す運動が再燃した結果誕生した労働協議会は、1834年に全国運動が頓挫した反省から、雇用者と被用者の合意を重視した。協議会が出した「地方労働委員会設立の要求」の中には、19世紀後半のイギリスの労働組合運動の特徴である、労資の代表者間の権限を持った相互交渉の起源が現われている。協議会は、雇主と労働者の紛争解決及び下院での労働者利益の保護を目的とする「全国労働者保護労働組合同盟」（以下、「同盟」と、ストライキ手当支給の団体を結成した。同盟は調停的な組織として行動したが、雇主からの強い対立にあったこと、ストライキで法定闘争に巻き込まれて資金が枯渇したことにより衰退した。同盟の活動は、1830年～34年の革命的な活動と1863年～75年の議会活動の中間点に立っていた。

この時期結成された機械工の労働組合には、組織運営上の新たな特徴が見られた。まず、中央集権体制が構築されたことである。従来の労働組合が地方支部の自治的な団体だったのに対して、機械工の労働組合は、中央執行委員会がストライキ手当の支給の許可など絶対的な権限を保有した。さらに、情報公開を重視し、通常は支部でのみ閲覧可能な月報や年報を、新聞社を活用して盛んに公表した。

もう一つは、精密な規約の整備を行ったことである。機械工の労働組合は各地の共済団体から発展したため、各地の支部単位で拠出金を集めて経費や組合員手当に充てており、支部ごとに共済手当に格差が生じていた。このため、共済手当について、全国的に公正な運営を実施する必要性が生じたことから、機械工の労働組合は、支部が独自に基金を保有し運営することを容認しつつ、支出に中央執行委員会の規約による規制を課すことで調整を図った。

## 5. ジャンタとその盟友たち

ジャンタとは、機械工と大工の2つの合同組合の書記長の、ウィリアム・アラン、ロバート・アップルガースを筆頭とする、高い能力と資質を持った労働組合の書記の小集団のことである。彼らは財政監査など組合の内部制度を整備するとともに、労働組合の社会的地位・政治的地位の向上を目指して活動を展開した。中流階級の労働組合に対する反感・偏見を和らげるために服装・礼儀等に気を使い、社会改良運動家として労働に限らず多様な慈善・政治団体運動の推進者となった。

旧来の労働組合は政治活動を嫌悪する風潮があったため、議会運動に組合組織を活用するジャンタの行動は、なかなか労働組合界で広がりを見せなかった。そこで、ジャンタは労働組合組織を説得し立法府への働きかけを強めるため、政治機関として労働組合評議会を設立した。19世紀まで、労働組合活動が法制上脅かされそうな際に、労働団体の支持者によって臨時の労働委員会が結成されることはあったが、常設の機関はこの労働組合評議会が初となる。労働組合評議会は各労働組合のストライキに評議会の認可を与える権限を持った上に、穏健路線だったため、激しいストライキを指向する労働組合と鋭く対立する結果となった。強硬派の労働組合はストライキを行い、雇用主側は非組合員をも対象とするロック・アウト

で対抗した。ストライキとロック・アウトは、社会に大きな混乱を引き起こし、市民生活に支障が出始めたため、労働組合員の暴行事件によるイメージの悪化と重なって、雇用主だけでなく世論においても反労働組合の機運が再び高まっていった。ジャンタはロビー活動によって労働組合の基金の保護法など一部成功を収めたが、労働組合活動を規制する刑法修正法が国会で成立するに至った。

新たな刑法下で当局による厳しい取り締まりが実施されると、政治活動から距離を取っていた労働組合も、急速に刑法修正法撤廃の政治運動へと方針を転換していった。1875年に「雇主及び労働者法」が制定され、50年間の立法闘争の後によりやうく労働組合による団体交渉が合法化された。

## 6. 部門の発展（1863年～1885年）

ジャンタと同時代、地方の炭坑労働者やランカシャーの綿業労働者の労働組合では、組合活動によって入手した賃率表などを基盤として、自らの労働条件の立法による保護を目指す運動を展開した。特に、団体交渉によって労働時間を短縮する九時間労働運動が活発化し、大々的なストライキが実施され、サンダーランド地方においては九時間労働法が成立した。しかし、労働時間の短縮や賃金引き上げの運動、運動支援のための基金支払いは、業種による利害の違いを顕在化させ、部門ごとに全国的な労働組合から離脱する動きを引き起こした。全国組織側は排他性を高め、各部門の労働者のメンバーに組合員資格を制限したため、資格を得られない労働者を受け入れる労働組合が発展することとなった。1879年に不況が襲うと、産業部門同士の利害対立は益々激しくなった。

1872年に労働組合運動が著しく発展すると、その影響は短期的な団体しか結成されてこなかった農業部門にも及び、やがて全国農業労働者連盟という全国組織が設立された。賃上げを求める農業労働者のストライキは兵力が投入されるほど大規模なものとなったが、農業主側のロック・アウトにより失敗に終わった。

## 7. 新旧の労働組合運動（1875年～1890年）

1880年代に入ると、イギリスで社会主義政党が再組織されるようになる。この時期は、熟練労働者にも低賃金や失業の影響が及んだイギリス経済の不況と重なり、社会主義的な言説が急速に支持を得た。部門別の発展にあった労働組合は個人主義傾向を強め、熟練工組合など職種で分かれていた。組合員の既得権益に反感を持つ非熟練工や失業した熟練工の社会主義の主張に共鳴し、社会主義者を支持する労働組合が出現した。1889年にはマッチ工やガス工のような未組織の不熟練の労働者で大規模なストライキが発生したが、その経験が逆にイギリス社会主義運動を立憲的な方向へと向かわせ、労働組合を通じて変革を実現しようとした。

## 8. 30年間の発展（1890年～1920年）

綿業・建築業・機械産業・金属産業・製靴業の労働組合活動は非常に活発化したが、1890年から30年の間にその勢力は相対的に低下した。他方、この時期もっとも前進したのが、婦人労働者の組合活動であり、1920年には婦人の賃金労働者の約30%を組織化するに至った。婦人労働組合運動は、単に組合員数を増やすだけでなく組合における婦人の地位や勢力の向上にも及び、1918年には執行委員会委員の一定数は婦人を入れねばならないとの規定が導入された。もう一つ進展がみられた分野は、事務員等である。事務員、商店員、郵便局その他の政府従業員、自治体職員においては、1892年までは労働組合の結成はほとんど見られなかった。それが1920年には総組合員数が75万人に達するほど強力な合同組合として発展し、私的部門・公的部門問わず、ほとんどすべてが雇主によって承認されて団体協約を締結した。

また、1900年代には鉄道業における労働組合活動が活発化し、全国鉄道従業員組合という組織を結成した。この全国化の運動は他の産業分野にも波及し、産業別連盟、労働組合総連盟の設立へとつながった。労働組合総連盟は設立時から国際労働組合連盟に加入し、イギリス代表としての顔も持つようになった。一時は衰退した労働組合評議会も復活を遂げ、1919年時点で当時のヨーロッパ諸国で最多の525万人以上の組合員が加入していたが、規約や手続き等、組織面での弱さは改善されなかった。

## 9. 国家における労働組合の地位（1890年～1920年）

1890年に労働組合が合法化されて以降、指導的な組合員は次第に、工場監督のような文官職や政府の委員会の委員の地位を獲得した。労資関係の改善を目的として、資本と労働の関係の調査機関として1891年の保守政権によって設立された王立委員会にも、労働組合員の委員が参加していた。委員会自体は、立法や行政の面で直接的な効果を生まなかったが、商務省は労働局を設置し、役員や通信員として多数の労働組合員を任命した。さらに、議会において労働党が結成されると、労働組合は国家の行政機構の一部としてそれとなく認められるようになった。

争議行為によって生じた損害の賠償を労働組合に負わせたタッフ・ヴェール判決が1901年に出されると、同判決を法令の制定によって撤廃することが労働党の重要課題となった。撤廃運動は1920年の労働争議法に帰結し、一定の争議行為は告訴されないという規定が設けられた。労働組合が政治的地位を獲得するにつれ、そのストライキも政治的意図を帯びるようになっていった。

## 10. 政治的な組織（1900年～1920年）

労働組合指導者には一般的な政治参加に抵抗を示す者が多かったため、労働組合が合法となった後も、政治における労働者代表を確立する運動は労働組合と離れて別に進められた。19世紀末からジェームズ・ケア・ハーディはじめ独立の労働者政党を代表して議会選挙に立候補する者が出始め、1906年の総選挙で自由党にも保守党にも対立して立候補した29名が当選すると、独自の政党である労働党として下院で承認された。

1920年までに労働組合の活動は飛躍的な前進を遂げたが、未だに支配階級に受け入れられたわけではなく、労働組合運動の政治的・産業的な地位は依然として不安定である。また、産業民主主義自体もまだ不確かなものであり、生産者団体と消費者団体、労働組合の間の権力や機能の調整は模索している最中である。

出典：労働組合運動の歴史（シドニー・ウェブ、ベアトリス・ウェブ 日本労働協会 1973年3月）